

早川町告示第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画及び目標地図を次のとおり告示し、公表する。

令和7年3月28日

早川町長 深沢 肇



- 1 地域計画を策定した地区
 - ・三里地区「大原野・新倉」
 - ・五箇地区「古屋」